

高津区役所債権対策部会設置要綱

(目的)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、高津区役所が所管する債権（地方自治法第240条第4項各号に掲げる債権を除く。以下「区所管債権」という。）の債権対策の効率的・効果的な推進を図るため、債権対策の取組を総括することを目的として、高津区役所債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区所管債権の債権対策に関する進捗状況の把握に関すること
- (2) 区所管債権の収入状況の把握に関すること
- (3) 区所管債権の債権対策に関する情報の共有・調整に関すること
- (4) その他必要な事項

(部会の構成)

第3条 部会は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 区長
- (2) 副部会長 副区長（まちづくり推進部長兼務）
- (3) 部会員

区民サービス部長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長

道路公園センター所長

まちづくり推進部生涯学習支援担当担当課長

まちづくり推進部総務課長

区民サービス部保険年金課長

区民サービス部保険年金課担当課長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第1課長
道路公園センター担当課長（管理担当）

（部会長及び副部会長）

第4条 部会長は、部会の事務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、まちづくり推進部総務課が行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。